揭示事項 (介護予防)訪問看護

運営規程の概要

フリガナ	000	OO#	・ウモ	ンカン	ゴステ	ーショ	ン		サービスの	(介護予防)訪問看護		
 事業所名	000		問看	護スラ	シ	ョン			種類			
7-21(77)		О О н,	л-, н	12.					事業所番号	000000000		
	700	0-0	000						フリガナ	ニイガタ フクコ		
所在地	新潟市中央区新光町○○番地△△						Δ		管理者	新潟 福子		
連絡先	電話番号 025-000-0003								FAX番号	025-000-0002		
** -	日	月	火	水	木	金	H	祝	その他年間	年末年始(12月31日~1月3日)		
営業日	休	0	0	0	0	0	休	休	の休日	お盆(8月13日~8月15日)		
	平		日	8	3:30	~17	:30			時間外・休日のサービス提供は、利		
営業時間	±	曜	日			_			備考	用者の希望に応じて365日24時間		
	日曜	• 祝	日			_				対応する。		
利用料		法定·	代理受	を領分		厚生:	労働オ	で臣が	定める告示上	の基準額の利用者負担分(別掲)		
<u>ተባጠተት</u>	法	定代	理受领	負分以	外	厚生:	労働オ	で臣が	定める告示上	の基準額(別掲)		
その他の 費用	訪問	訪問看護と連携して行われる死後の処置料 〇〇〇円										
通常の事業の	新潟ī	新潟市○○区、新潟市△△区										
実施地域	備考	新	潟市(OOE	は、	〇町	, Δ ×	町の	みとする。			

従業者の勤務体制

職種	員	数
中联 1里 	常勤	非常勤
保健師		
看護師	3	1
准看護師	1	
理学療法士		
作業療法士		
言語聴覚士		

秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該 従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

利用料その他の費用の額

地域区分 7級地

単価 10.21 円

あなたがサービスを利用した場合にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割の額です(<u>一定以上の所得のある方は負担割合が2割又は3割になります</u>)。

《訪問看護》

※訪問看護ステーションの場合

				利用者負担金						
	取扱要件		基本利用料	法	法定代理受領分					
				(1割)	(2割)	(3割)	領分以外			
	20分未満 (週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合)	(313)	3,195 円	320 円	639 円	959 円	3,195 円			
看護師が行う 訪問看護 (准看護師の	30分未満	(470)	4,798 円	480 ₼	960 円	1,440 円	4,798 円			
場合は90%)	30分以上1時間未満	(821)	8,382 円	839 ⊞	1,677 円	2,515 円	8,382 円			
	1時間以上1時間30分未満	(1,125)	11,486 円	1,149 円	2,298 円	3,446 円	11,486 円			
理学療法士 等が行う訪問 看護	1回につき(1回あたり20分以上) ※1日に2回を超えて実施する場合は 90/100	(293)	2,991 円	300 円	599 円	898 円	2,991 円			

※病院又は診療所の場合

				利用者負担金						
取扱要件		単位	基本利用料	法	法定代理受領分					
				(1割)	(2割)	(3割)	領分以外			
	20分未満 (週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合)	(265)	2,705 円	271 円	541 円	812 円	2,705 円			
看護師が行う 訪問看護 (准看護師の 場合は90%)	30分未満	(398)	4,063 円	407 円	813 円	1,219 円	4,063 円			
	30分以上1時間未満	(573)	5,850 円	585 ₼	1,170 円	1,755 円	5,850 円			
	1時間以上1時間30分未満	(842)	8,596 円	860 円	1,720 円	2,579 円	8,596 円			

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合

				利用者負担金					
取払	単位	基本利用料	法	分	法定代理受				
				(1割)	(2割)	(3割)	領分以外		
定期巡回・随時対応 所と連携する場	30,160 円	3,016 円	30,160 円						
	-	上記基本利	用料の98%	ó					

		単位	基本利用料	利用者負担金							
	加算・減算			法	法定代理受						
				(1割)	(2割)	(3割)	領分以外				
加算	要介護5の利用者の場合	(800)	8,168 円	817 円	1,634 円	2,451 円	8,168 円				
減算	特別な指示(医療保険適用)が あった場合 (1日につき)	-(97)	-990 円	-99 円	-198 円	-297 円	-990 円				

《介護予防訪問看護》

※訪問看護ステーションの場合

				利用者負担金						
	取扱要件	単位	基本利用料	法	法定代理受領分					
				(1割)	(2割)	(3割)	領分以外			
	20分未満 (週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合)	(302)	3,083 円	309 円	617 円	925 円	3,083 円			
看護師が行う 訪問看護	30分未満	(450)	4,594 円	460 円	919 円	1,379 円	4,594 円			
(准看護師の 場合は90%)	30分以上1時間未満	(792)	8,086 円	809 ⊞	1,618 円	2,426 円	8,086 円			
	1時間以上1時間30分未満	(1,087)	11,098 円	1,110 円	2,220 円	3,330 円	11,098 円			
理学療法士 等が行う訪問 看護	1回につき(1回あたり20分以上) ※1日に2回を超えて実施する場合は 50/100	(283)	2,889 円	289 円	578 円	867 円	2,889 円			

※病院又は診療所の場合

				利用者負担金						
取扱要件		単位	基本利用料	法	法定代理受					
			(1割)	(2割)	(3割)	領分以外				
ギニサんて しゃくこう	20分未満 (週に1回以上、20分以上の保健師又は 看護師による訪問を行った場合)	(255)	2,603 円	261 円	521 円	781 円	2,603 円			
看護師が行う 訪問看護	30分未満	(381)	3,890 円	389 ⊞	778 円	1,167 円	3,890 円			
(准看護師の 場合は90%)	30分以上1時間未満	(552)	5,635 円	564 円	1,127 円	1,691 円	5,635 円			
	1時間以上1時間30分未満	(812)	8,290 円	829 円	1,658 円	2,487 円	8,290 円			

《訪問看護及び介護予防訪問看護共通》

					利用者	負担金			
加算・	減算	単位	基本利用料	法	定代理受領	分	法定代理受		
				(1割)	(2割)	(3割)	領分以外		
夜間早朝•深夜加算(1	回につき)		夜間、早朝の場合上記基本利用料に25% 深夜の場合50%加算されます						
複数名訪問加算 I (1	30分未満の場合	(254)	2,593 円	260 円	519 円	778 円	2,593 円		
回につき)	30分以上の場合	(402)	4,104 円	411 円	821 円	1,232 円	4,104 円		
 複数名訪問加算 Ⅱ〔1	30分未満の場合	(201)	2,052 円	206 円	411 円	616 円	2,052 円		
回につき)	30分以上の場合	(317)	3,236 円	324 円	648 円	971 円	3,236 円		
1時間30分以上の(介護予防)訪問	問看護を行う場合(1回につき)	(300)	3,063 円	307 円	613 円	919 円	3,063 円		
中山間地域等に居住す 提供加算(1回につき)		上記基本利用料に5%加算されます							
緊急時(介護予防)訪問看護加算(1月につ	訪問看護ステーション	(574)	5,860 円	586 円	1,172 円	1,758 円	5,860 円		
同省設加昇(T方にフ き)※	病院•診療所	(315)	3,216 円	322 円	644 円	965 円	3,216 円		
特別管理加算 I (1月)	こつき)※	(500)	5,105 円	511 円	1,021 円	1,532 円	5,105 円		
特別管理加算Ⅱ(1月)	こつき)※	(250)	2,552 円	256 円	511 円	766 円	2,552 円		
初回加算(1月につき)		(300)	3,063 円	307 円	613 円	919 円	3,063 円		
退院時共同指導加算((600)	6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円	6,126 円		
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の 建物若しくは事業所と同一建物の利用者又はこれ 以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを 行う場合			上記基本利用料の10%が減算されます						
事業所と同一の敷地内若し建物若しくは事業所と同一 建物若しくは事業所と同一 上にサービスを行う場合	くは隣接する敷地内の 建物の利用者50人以	上記基本利用料の15%が減算されます							

《訪問看護》

				利用者	負担金	
加算・減算	単位	基本利用料	法	分	法定代理受	
			(1割)	(2割)	(3割)	領分以外
ターミナルケア加算※	(2,000)	20,420 円	2,042 円	4,084 円	6,126 円	20,420 円
看護・介護職員連携強化加算(1月に1回に限り)	(250)	2,552 円	256 円	511 円	766 円	2,552 円
看護体制強化加算 I (1月につき)	(550)	5,615 円	562 円	1,123 円	1,685 円	5,615 円
看護体制強化加算Ⅱ(1月につき)	(200)	2,042 円	205 円	409 円	613 円	2,042 円
サービス提供体制強化加算 I イ・ロ(1回につき)※	(6)	61 円	7 円	13 円	19 円	61 円
サービス提供体制強化加算Ⅱイ・ロ(1回につき)※	(3)	30 円	3 円	6 円	9 円	30 円
サービス提供体制強化加算 I ハ(1月につき)※	(50)	510 円	51 円	102 円	153 円	510 円
サービス提供体制強化加算Ⅱハ(1月につき)※	(25)	255 円	26 円	51 円	77 円	255 円

《介護予防訪問看護》

			利用者負担金						
加 算 ・ 減 算	単位	基本利用料	法	分	法定代理受				
			(1割)	(2割)	(3割)	領分以外			
看護体制強化加算(1月につき)	(100)	1,021 円	103 円	205 円	307 円	1,021 円			
サービス提供体制強化加算 I (1回につき)※	(6)	61 円	7円	13 円	19 円	61 円			
サービス提供体制強化加算Ⅱ(1回につき)※	(3)	30 円	3 円	6 円	9 円	30 円			

注 ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除外されます。

事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速 やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

・・・・別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

第三者評価実施の有無

第三者評価の実施状況			実施日	2	令和	年	J	7	日
	1 有り	有り	評価機関名称						
第二日計画の美心仏が 			結果の開示	1	Ž	あり	2		なし
	2	無し							